

23 契 第 627号
平成 23 年 7 月 1 日

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市契約検査課長 佐藤 雅美
(公印省略)

アスベスト除去工事等において設置を要する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格について(通知)

平成 22 年 5 月 19 日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正され、本年 4 月 1 日より施行されました。

これに伴い、建設工事等においてアスベスト等の(感染性産業廃棄物以外の)特別管理産業廃棄物が排出される場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 17 第 2 号イ〜リ(別紙参照)のいずれかに該当する特別管理産業廃棄物管理責任者(以下「特管責任者」という。)の設置が必要となります。

本市の場合、アスベスト除去工事等を制限付一般競争入札に付す場合において、資格審査時に特管責任者として同規則同条同号ロ〜チによる資格を申請される方については、従事した技術上の実務の内容、その経験年(月)数等を詳細に記載した経歴書等を提出していただき、その資格の有無を確認することとなりますが、その経歴によっては、資格者と認められない場合がありますのでご承知願います。

なお、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の修了者については、同規則同条同号リに該当いたします。

※特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行う「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の開催日時及び会場等については、同センターのホームページ (<http://www.jwnet.or.jp/>) に掲載されております。(問合せ先:同センター教育研修部 TEL03-3668-7311)

事務担当

入札契約グループ
電話 0242-39-1217
ファックス 0242-39-1413

別紙

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（特別管理産業廃棄物管理責任者の資格）

第八条の十七 法第十二条の二第七項の規定による環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

（略）

二 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場

イ 二年以上法第二十条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

ロ 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。ハにおいて同じ。)又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。ハにおいて同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、二年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、三年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ニ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。ホにおいて同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、四年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ホ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、五年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ヘ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、六年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ト 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、七年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

チ 十年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

リ イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者